

## 神戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）に関する意見公募

## 1 趣旨

神戸市立図書館条例施行規則に名谷図書館（令和2年度末に設置予定）の休館日及び開館時間を加えるため、同規則の一部を改正する規則（以下「改正規則」という）を制定するに当たり、意見公募を実施します。名谷図書館の概要は次の通りです。

位 置 神戸市須磨区中落合2丁目2番4号 ※大丸須磨店4階  
面 積 約 1,300 m<sup>2</sup>

## 2 改正規則（案）

## (1) 第2条（休館日）

第1項第1号に、表の右側の規定を追加します。

現 行	追加する規定
<p>条例第2条に規定する図書館（以下「市立図書館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合（北図書館、須磨図書館及び西図書館にあっては、当該日が神戸市立文化センター条例施行規則（昭和56年8月規則第44号）第6条に規定する休館日でない場合に限る。）は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日までの日</p> <p>(3) 蔵書の点検に係る期間として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ1年につき次に定める日数を超えない範囲内で市長が市立図書館ごとに指定する期間内の日</p> <p>ア 中央図書館 14日</p> <p>イ 中央図書館以外の市立図書館 7日</p> <p>(4) 市立図書館内の整理に係る期間として、1年につき4日を超えない範囲内で市長が指定する日（中央図書館に限る。）</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日</p>	<p>名谷図書館にあっては、毎月の第1月曜日、及びその他の週は火曜日（第1月曜日が休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日。火曜日が休日に当たる場合は開館し、代替の休館日は設けない）</p>

## (2) 第3条（開館時間）

第1項第9号 須磨図書館の次に、表の太線内の規定を追加します。

次の各号に掲げる市立図書館の開館時間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中央図書館 午前9時15分から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時15分から午後6時まで
- (2) 東灘図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (3) 灘図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (4) 三宮図書館 午前10時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (5) 兵庫図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (6) 北図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで
- (7) 北神図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (8) 新長田図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (9) 須磨図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで
- (10) 名谷図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (11) 垂水図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (12) 西図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで

## 3 施行予定日

改正規則（案）の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、規則で定める日とします。

## 4 意見提出期間

令和2年7月から8月の間の30日間とし、市の広報紙及びホームページ等に改正規則（案）を掲載します。